

尼崎市議会議員の請負の状況の公表等に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、尼崎市議会議員の請負の状況の公表等に関する規程（令和6年尼崎市議会告示第4号。以下「規程」という。）の施行について必要な事項を定めるものとする。

(報告)

第2条 規程第2条第1項の規定による報告は、請負状況等報告書（第1号様式）又は電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって別に議長が定めるものにより行わなければならない。

2 規程第2条第2項の規定による届出は、訂正届（第2号様式）又は電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって別に議長が定めるものにより行わなければならない。

(報告の一覧の訂正)

第3条 議長は、規程第3条第2項に規定する訂正をするときは、当該訂正により削った部分を読むことのできるように字体を残さなければならない。

(報告等の閲覧)

第4条 規程第4条第2項の規定による報告事項等記録の閲覧（以下この条において「閲覧」という。）は、報告事項に係るものにあつてはその報告をすべき期間の末日の翌日から、届出事項に係るものにあつてはその届出のあった日の翌日から起算して30日を経過する日の翌日（その日が休日に当たるときは、その日後においてその日に最も近い休日でない日）から、議長が指定する場所において、議長が指定する時間中にすることができる。

2 議長は、前項に規定する場所及び時間を公表しなければならない。

3 閲覧に供する報告事項等記録は、第1項に規定する場所以外に持ち出す

ことができない。

4 閲覧に供する報告事項等記録は、丁重に取り扱い、破損、汚損、加筆等の行為をしてはならない。

5 議長は、第1項及び前2項の規定に違反する者に対しては、その閲覧を中止させ、又は閲覧を禁止することができる。

(報告等の写しの交付等)

第5条 規程第4条第2項の規定による写しの作成は、単色刷りの複写機により複写する方法により行うものとする。この場合において、写しの作成に要する費用は、当該請求をした者の負担とする。

2 前項の規定により負担しなければならない写しの作成に要する費用(以下「作成費用」という。)の額は、1枚(両面複写の場合にあっては、片面を1枚とする。)につき10円とする。

付 則

この要綱は、令和6年12月17日から施行する。

第1号様式（第2条第1項関係）

年 月 日

尼崎市議会議長 殿

尼崎市議会議員 _____

請負状況等報告書

契約締結日	対象とする役務、物件等	契約金額（円） （単価契約である 場合はその旨）	昨年度（会計年 度）に支払を受け た額（円）

支払を受けた総額		円
----------	--	---

（注） 契約金額及び支払を受けた額は消費税及び地方消費税込みの額を記入

第2号様式（第2条第2項関係）

年 月 日

尼崎市議会議長 殿

尼崎市議会議員

訂正届

尼崎市議会議員の請負の状況の公表に関する規程第2条第2項の規定により、次のとおり訂正届を提出します。

1 訂正箇所

2 訂正の理由